

人格同一性と刑事責任能力

上 原 大 祐

1. はじめに
2. 判例の概観
3. 人格同一性と刑事責任能力概念
4. おわりに

1. はじめに

我が国の通説的見解によれば、被告人に刑事責任を問うために必要とされる刑事責任能力は「実行行為またはそれと一定の関係にある原因行為の時に存在することを要し、かつそれで足りる」とされる⁽¹⁾。それゆえ、責任能力は「刑の執行に適する受刑能力・・・訴訟行為を有効になしうる訴訟能力・・・とは異なる」⁽²⁾とされている。責任能力・訴訟能力・受刑能力はそれぞれ、行為時・訴訟時・受刑時の、それぞれの時点をもととして捉えて、それらの時点の当該者の精神能力に着目したものであり、刑事責任とは違法行為を行った事について問われるものである、という前提からすると、刑事責任能力は行為時点の問題であり、またそれで足りる、とする通説的見解は、至極当然のものと思える。しかしここで、刑事責任が、違法行為を行ったことについて「問われる」というところに、一考の余地がある。すなわち、刑事責任とは、過去に違法行為を行ったことを根拠として、裁判時において回顧的に、責任を「問いうるか否か」を判断されるものである、という点である。そして、判断の対象となる「刑事責任を問う」ことの中身は、当然、受刑時に刑罰を

(1) 大谷實『刑法講義総論新版第4版』(2012・成文堂) 325頁。

(2) 大谷・前掲注1. 315頁。

科す、ということである。よって、行為のその時点においては、自己の行為の違法性を弁識し、その弁識に従って行為を制御する能力を有していたとしても、行為時と裁判時および受刑時の間には必然的にタイムラグが存在する以上、このタイムラグを通時的に考察するならば、裁判および受刑の時点においては、刑事責任を「問う」ことができなくなる場合もあり得るのではないか。換言すれば、責任能力と他の精神的能力は、各々それだけで完結するものではなく、それぞれの間に内的連関を有するのではないか。筆者はこのような問題意識の下、考察を重ね、論稿を幾つか公表してきた⁽³⁾。これらの論稿の中で中心的に扱ってきたのは、「解離性同一性障害を患う被告人の刑事責任」である⁽⁴⁾。これらの論稿の中では、刑罰の正当化根拠を応報とする立場から考察し、当該者が行為時点においては弁識・制御能力を有していたとしても、事後的に責任を問い得なくなる場合はあり得る、そしてそれは、行為時の当該者と裁判時・受刑時の当該者の間で、記憶を内実とする人格同一性が失われている場合である、ということを示した。しかし、ここでさらなる疑問が生じる。すなわち、記憶を内実とする人格同一性が失われている場合には刑事責任を問うことができず、それは、刑事司法において問題となる責任能力・訴訟能力・受刑能力のうち、どの精神的能力として位置づけられるのか。これまでの論稿の中で、筆者はこれを責任能力の問題として扱ってきたが、今回、新たな観点からこの論理的根拠をもう一度整理することとする⁽⁵⁾。

2. 判例の概観

(3) 上原大祐「解離性同一性障害患者の刑事責任をめぐる考察：アメリカにおける議論を素材として」*広島法学* 27巻4号（2004）185頁以下、同「刑事責任と人格の同一性—アメリカにおける解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任を巡る議論を素材として（1）（2・完）」*広島法学* 32巻4号（2009）97頁以下および33巻1号（2009）15頁以下、同「刑事責任判断における人格同一性の位置づけ」*鹿児島大学法学論集* 46巻2号（2012）1頁以下。

この問題について論じる前に、まず現時点における、我が国の解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任に関する判断を行った判例の最新の状況について確認しておく必要がある⁽⁶⁾。この問題を判断する方法としては、大きく分けて2つ、通常被告人本人と見なされるところの人格状態である主人格

(4) 解離性同一性障害 (Dissociative Identity Disorder。通称 DID。DSM-5 では、解離性同一性障害とも呼ばれる) とは、「a) 2つまたはそれ以上の他と区別できるパーソナリティ状態の存在、もしくは憑依体験の存在、そして b) 反復する健忘エピソード」を特徴とする。診断基準として、以下のものが挙げられる。

A. 2つまたはそれ以上の、他とはっきりと区別されるパーソナリティ状態によって特徴づけられた同一性の破綻で、文化によっては憑依体験と記述されうる。同一性の破綻とは、自己感覚や意志作用感の明らかな不連続を意味し、感情、行動、意識、記憶、知覚、認知、および／または感覚運動機能の変容を伴う。これらの徴候や症状は他の人により観察される場合もあれば、本人から報告される場合もある。

B. 日々の出来事、重要な個人的情報、および／または心的外傷的な出来事の想起についての空白の繰り返しであり、それらは通常の物忘れでは説明がつかない。

C. その症状は、臨床的に意味のある苦痛、または社会的、職業的、または他の重要な領域における機能の障害を引き起こしている。

D. その障害は、広く受け入れられた文化的または宗教的な慣習の正常な部分とはいえない。

注：子どもの場合、その症状は想像上の遊び友達または他の空想的遊びとしてうまく説明されるものではない。

E. その症状は物質 (例. アルコール中毒時のブラックアウトまたは混乱した行動) や他の医学的疾患 (例. 複雑部分発作) の生理学的作用によるものではない。

(米国精神医学会 (高橋三郎・大野裕監訳) 『DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル』(2014・医学書院) 290 頁)

(5) 当該者が裁判時において行為に関する記憶を失っている場合に、これを訴訟能力の問題として考察する論考として、指宿信「逆行性健忘と訴訟能力」町野朔他編『刑法・刑事政策と福祉 — 岩井宜子先生古希祝賀論文集』(2011・尚学社) 150 頁以下がある。

(6) 本稿では、被告人に解離性同一性障害という精神障害の存在を認めた上で、刑事責任について判断したものについてのみ扱う。その他、被告人が解離性同一性障害を患っている、という鑑定がなされたものの、これが退けられた判例としては、東京高判平成 13 年 6 月 28 日判タ 1071 号 108 頁がある。

が当該行為の違法性を弁識し、これを制御できたか、に焦点を当てるグローバル・アプローチと、行為時に当該行為を行った人格状態が行為の違法性を弁識し、これを制御できたか、に焦点を当てる個人人格アプローチ、がある。

（1） 解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任を肯定した判例

① 神戸地判平成16年7月28日⁽⁷⁾

被告人は本件犯行以前の時点において、精神神経科に通院・入院し、解離性同一性障害の診断を受けていたのであるが、本件犯行において被告人は、知人らと順次共謀の上、被害者を呼び出してこれに暴行・脅迫を加え、金品を強取することを企て、これを実行した、という事案である。その際の暴行により、被害者は左眼窩底骨折等の傷害を負った。被告人は強盗致傷罪の共同正犯として起訴された。

被告人側は争点として2つ、事前の共謀の成立と、実行行為時点の責任能力について争った。特に実行行為時の責任能力に関しては、当時、被告人には解離性同一性障害による別人格が出現しており、主人格はこれを統御することができなかつたため、心神喪失もしくは心神耗弱の状態にあったと主張した。これに対し裁判所は、第一の争点である事前の共謀の成立について、関係証拠によりこの存在を認定し、そのため、実行行為時の責任能力の有無に関わらず被告人には強盗致傷罪の共同正犯が成立する、としたが、なお書きとして、実行行為時の被告人の責任能力についてもさらに検討を加えている。

本件では、本件犯行以前の時点で、被告人は既に解離性同一性障害と診断されていた。この診断および本件裁判における精神鑑定に基づき、裁判所は、被告人が解離性同一性障害を患っていること、および行為時には副人格が行為を統御していたことを認定した。しかし裁判所は結論として個

(7) LEX/DB 文献番号 25410595

別人格アプローチを採用し、行為時人格が行為時に心神喪失・心神耗弱状態になかったことを根拠として、実行行為時の完全責任能力を認めた。

ただし、本件では、解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任が問題となる典型的な事案と異なり、行為時人格は主人格の意思決定を実現したに留まる、という点に注意を要する。本件判決で裁判所は個別人格アプローチを採用することを明言しているが、主人格と行為時人格の意思決定の連続性、という点に着目するならば、他のアプローチからでも被告人の完全責任能力が認められ得る可能性もあったと考えられる。

② 名古屋地判平成 17 年 3 月 24 日⁽⁸⁾

被告人は、被害者を殺害した共犯者と共謀の上、被害者の死体遺棄に関与し、さらに、被害者になりすまし、被害者名義の銀行口座の預金払戻し名義で、銀行より財物を詐取した、という事案である。被告人は死体遺棄罪、有印私文書偽造罪、偽造有印私文書行使罪、詐欺罪の各罪の共同正犯に問われた。

本件判決において裁判所は、被告人は解離性同一性障害を患っており、各行為時において別人格が行為を統御していた可能性があるが、「いずれの人格においても是非善悪の弁識能力及び行動制御能力があることは疑いがなく、各犯行は解離性同一性障害が原因となって引き起こされたものではないこと等の事情からすれば、被告人・・・は、(副人格：括弧内筆者)による本件各犯行について刑事責任を負うと解するのが相当である」と述べて、本件各行為について完全責任能力を認めた。

本件判決は、結論だけに着目すれば、個別人格アプローチと近似性を有するものであるが、個別人格アプローチを採用したものである、と断定するのは性急である。すなわち、個別人格アプローチによる判断であれば行為時人格にのみ着目すればよく、あえて主人格に言及する必要が無いから

(8) LEX/DB 文献番号 28105344

である。本件判決は、行為時の各人格それぞれの弁識能力・制御能力に着目する判断方法を採用した、と評することも可能である。

③ 東京地判平成20年2月6日⁽⁹⁾

被告人が、当初、口論となった被害者に謝罪をさせようと企て、被害者に包丁を突きつけたところ、予想外の反撃に遭い、結果、殺意を持って被害者の左側胸部を突き刺し、失血死させた、という事案である。被告人は殺人罪、銃砲刀剣所持等取締法違反、の各罪責に問われた。被告人は殺意の有無と責任能力の有無について争った。

責任能力に関して、裁判所はまず、精神科医である鑑定人の鑑定に基づき、被告人が解離性同一性障害を患っていることを認定し、また、被告人には本来の人格の他に少なくとも3つの人格の状態があることも認定した。その上で裁判所は、まず被告人のホスト人格が被害者に対して怒りを抱き、これを受けてホスト人格とある程度の意思の疎通がある暴力肯定的な別人格が被害者に対する脅迫に及んだところ、予想外の反撃を受けて凶暴な別人格が出現し、本件行為に及んだ、と、その機序を認定した。なお、ホスト人格は他の人格の存在を知っているが、制御する力はない。

本件判決で裁判所は、本件犯行が被告人のホスト人格の感情や行動を受け継いで行為時人格によりなされていること、また、ホスト人格が、行為時人格による本件行為を認容していた、と見られること、を根拠として、被告人に完全責任能力を認めた。

本件判決は、一見すると結論としては個别人格アプローチに近いと見えるが、その検討過程を詳細に見ると、ホスト人格が行為を認識・容認していた、という点に焦点を当てていることに鑑みるに、むしろグローバル・アプローチに類似の判断を行った、とも見ることができる。事実、本件判決において裁判所は、個别人格アプローチを採るのであれば焦点を当てる

(9) Westlaw 文献番号 2008WLJPCA02068006

べきはずの、行為時人格の弁識・制御能力について、検討を行っていない。

④ 大津地判平成 24 年 6 月 21 日⁽¹⁰⁾

被告人が被害者 2 名に対し、殺意を持って文化包丁で刺突行為を加え、うち 1 名を殺害し、他 1 名は殺害には至らなかった事案である。また被告人は、被害者内 1 名の財物を窃取しており、窃盗罪、殺人罪、殺人未遂罪の各罪責に問われた。

起訴前鑑定における、被告人が解離性障害および非社会性パーソナリティ障害に罹患していた、との鑑定に基づき、被告人側は、行為時に被告人は解離性同一性障害の影響下で、行動制御能力が失われていたか、著しく低かったものであり、心神喪失ないし心神耗弱の状態にあった、と主張した。

しかし裁判所は、被告人が解離性障害に罹患していたこと自体は認定したものの、起訴前鑑定に基づいて、本件行為時に被告人が犯行に影響を及ぼすような解離状態には陥っていなかった、と認定し、「本件各犯行が被告人の平素の人格と異質なものであるということもできない」として、本件犯行はあくまで非社会性パーソナリティ障害によるものである、として、被告人に完全責任能力を認めた。

本件は、被告人が解離性障害を患っていたことは認めたものの、犯行は、被告人の平素の人格の特徴である非社会性パーソナリティ障害の所産であり、解離性障害と本件犯行は無関係である、と判示したものである。本件判決はあくまで、「解離性障害を患っていれば無罪」とする判断方法を採用したものではない、と評することができるに留まる。

(2) 解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任を否定した判例

① 東京地判平成 20 年 5 月 27 日⁽¹¹⁾

本件事案は、被告人が、妹である被害者の首を絞め、さらには浴槽内の

(10) LEX / DB 文献番号 25481904

水中にその顔を沈め、もって被害者を窒息させて殺害し、さらにその首、腹部、両手足等を包丁などで切断するなどして、死体を損壊した、というものである。被告人は殺人罪、死体損壊罪の各罪責に問われた。

本件事案における被告人の精神障害の有無に関し、裁判時の鑑定により、被告人は生来アスペルガー障害⁽¹²⁾ および強迫性障害に罹患していたところ、本件の1か月以上前よりアスペルガー障害を基盤とする解離性障害に罹患していたものである、とされた。その上で、本件各犯行時の被告人の精神状態に関し、殺害行為は被告人本来の人格によって行われたものであるが、殺害行為の衝撃が引き金となって解離性同一性障害による解離状態が生じ、死体損壊行為時点において被告人は、本来の人格状態とは異なる獰猛な人格状態になっていた、と認定した。その上で、殺害行為に関しては完全責任能力を認めたのに対し、死体損壊行為時には、本来の人格が行為時人格を認識しておらず、行為を統御する能力を欠いていたことを根拠として、死体損壊行為については心神喪失を認めた。

本件判決は、主人格が行為時人格の行為を弁識・制御できない場合には責任無能力とするグローバル・アプローチを採用したもの、と評することができる。

（3） 検討

これまでで概観してきたように、我が国では解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任について、裁判所としては確固たる立場は未だ確立していな

(11) LEX/DB 文献番号 25420977。判例時報 2023 号 158 頁。なお、本件に関し、検察側・弁護側双方が判決を不服として控訴し、第二審の東京高裁は、被告人が解離性同一性障害に罹患していた、との鑑定を否定し、死体損壊行為に関しても完全責任能力を認めた（東京高判平成 21 年 4 月 28 日。公刊集未搭載）。弁護側はこれを不服として上告したが、最高裁はこれを棄却した（最決平成 21 年 9 月 15 日。公刊集未搭載）。

(12) DSM-5 では「自閉症スペクトラム障害」に統合されている。

い、というのが現状である。特に東京地判平成 20 年 2 月 6 日と東京地判平成 20 年 5 月 27 日は、同じ裁判体が判断しているにも関わらず、異なる結論となっている。数だけ見れば解離性同一性障害患者たる被告人に完全責任能力を認めた事例が多く、行為時の人格状態の精神状態に着目する個别人格アプローチを採用した判例が多いようにも見えるが、必ずしもそう断言はできないのは上で見たとおりである。また、刑事責任判断の方法から考えても、「刑事責任は行為時の被告人に関してこれを判断する」という原則からすれば、単純に考えれば、個别人格アプローチを採用するのは当然のことに思える。しかし、この問題に関しては、従来の刑事責任判断の原則の当てはめで解決してよいのか、という疑問が残る。東京地判平成 20 年 5 月 27 日が示すように、「被告人 = 本来の人格 (主人格)」と考えるならば、行為時に被告人は行為を弁識・制御する能力を失っていた、として、刑事責任能力が否定される可能性も考えられるからである。学説においても、この立場を支持する見解も出てきている⁽¹³⁾。では何故、これが訴訟能力や受刑能力の問題ではなく、刑事責任能力の問題とされるべきなのか。これに答えるためには、その場合に措定される「責任能力」の概念を明らかにする必要がある。筆者はこれまでにこの問題点について何度か考察してきたが、今回改めて、新たな視点も含めて考察する。

3. 人格同一性と刑事責任能力概念

(1) 従来の責任能力論

本稿で扱う主題は、「行為時には弁識・制御能力を有していたが、行為後に当該行為に関する記憶を喪失した場合」を刑事責任能力の問題として扱う、その理論的根拠である。換言すればこれは、行為後の事象を刑事責任能力判

(13) たとえば、緒方あゆみ「判例研究 解離性同一性障害と刑事責任能力 — 東京高裁平成 21 年 4 月 28 日判決」明治学院大学法学研究 90 号 (2011) 539 頁。

断の判断基底とする、ということである。したがって、本稿が構想する責任能力概念を描き出す前に、従来の責任能力論に関する議論との差異を確認しておくことは有益である。

刑事責任能力判断において、行為後の事象を採り入れること自体は、筆者オリジナルのものではない。この点で最初に想起されるのは、決定論に基づく新派の思想において、「刑事責任能力＝刑罰適応性」とする見解であろう⁽¹⁴⁾。しかし、この見解は本稿で構想する責任能力概念とは異なる。すなわちこの見解は、責任を、決定論に基づき、将来展望的なものとして構想するのに対し、筆者はあくまで責任を、非決定論に基づく回顧的なものとして構想するのである。

これに対し、非決定論の立場から責任を回顧的なものとして構想しつつ、責任能力判断に行為後の事象を採り入れる立場として、佐伯千仞博士の見解がある⁽¹⁵⁾。佐伯博士は責任の規範的性質を、非決定論に基づく非難可能性、としつつ、「刑法上の責任は、刑罰という国家の目的意識的な活動をよびおこす要件であることからして、その内容も、刑罰目的による色づけあるいは規定を避けることはできないのである」⁽¹⁶⁾と述べる。このような刑事責任の理解に基づき、責任能力に関しても、「自分の行為の違法性を理解し、かつ、それを思い止まり得る能力」として規範的責任能力を定義した上で⁽¹⁷⁾、刑法上問題となる「可罰的責任能力」について、「実質的には刑罰適応性あるいは受刑能力であるということが出来る。その内容は・・・一般的な規範的責任能力が、さらにそれ以上の精神的発達を遂げており、刑罰を科することによっ

(14) 代表的なものとしては、牧野英一『刑法總論下巻』（1959・有斐閣）499頁以下。

(15) 佐伯刑法学の完成版として出版されたのが佐伯千仞『刑法講義（総論）四訂版』（1981・有斐閣）であるが、これは今日、佐伯千仞『刑法の理論と体系—佐伯千仞著作選集第1巻』（2014・信山社）に再録されている。本稿における佐伯博士の見解はこれに基づく。

(16) 佐伯・前掲注15. 228頁。

(17) 佐伯・前掲注15. 233頁。

てその効果を期待できる程度に達していることである」とする⁽¹⁸⁾。ここで言われている刑罰の「目的」もしくは「効果」とは、刑罰正当化の議論の中で挙げられる刑罰の目的の中でも、特別予防を指す⁽¹⁹⁾。すなわち、刑事責任能力判断において、規範的責任能力判断という、行為時に関する回顧的判断に加えてさらに、特別予防的効果に関する将来展望的な判断を行うのである。

本稿で構想する責任能力概念は、これとも異なる。すなわち、佐伯博士の提示する可罰的責任能力概念と筆者が構想する責任能力概念は、行為時の弁識・制御能力を前提とする、という段階では共通するが、この、回顧的に判断された責任を「問い得るか」という部分に関する判断において、佐伯博士は予防的観点からこれを判断するのに対し、筆者は、回顧的に判断すべき点がなお残されている、と考えるのである。

こうして、従来の刑法学における責任能力概念との比較において、本稿の構想する責任能力概念の外縁を描き出してきた。次節以降で、この責任能力概念について、その本質をさらに詳しく描き出してゆく。

(2) 「責任」概念の再検討 — 瀧川裕英教授の分析

これまで示してきたように、本稿の主題は「『行為時には弁識・制御能力があったにも関わらず、行為後に、これに関する記憶を失ってしまった場合』という問題を、訴訟能力や受刑能力ではなく、刑事責任能力の問題として扱

(18) 佐伯・前掲注 15. 236～237 頁。

(19) これは、可罰的責任能力の実定法における具体例として、佐伯博士が刑法 41 条および少年法の規定を挙げることから明らかである (佐伯・前掲注 15. 237 頁)。刑事未成年が責任無能力とされる理由に関し、刑事政策的なものとする見解も、同旨のものといえる (たとえば、木村光江『刑法第 3 版』(2010・東京大学出版) 148 頁)。またドイツにおいても、回顧的な「責任」(Schuld) と将来展望的な「答責性」(Verantwortlichkeit) の二段階に分けて考察する有力な見解があることが紹介されている (塩盛俊明「刑事責任能力と答責性概念 — ドイツにおける刑法と少年刑法の交錯」広島法学 30 卷 1 号 (2006) 168～170 頁)。

うべし」ということを示すための試み、であり、そのために刑事責任能力判断のためには、行為時の事象のみならず、行為後の事象も判断基底として採り入れるべき、と主張するものであるが、最初に述べたように、刑事責任を行為時の問題としてのみ捉える現在の刑事責任判断の枠組みからすれば、この結論は出てこない。この結論を導くためには、責任能力概念の前提である「責任」の概念について捉え直す必要がある⁽²⁰⁾。これについて考える上で参考となるのが、法哲学者の瀧川裕英教授の責任分析である。以下、瀧川教授の分析を紹介し、筆者の構想する責任能力概念の描写に結び付けてゆくための土台を据える⁽²¹⁾。

瀧川教授は議論の出発点として、「責任」という言葉があまりに多様な意味を有するために、「責任の意味」が明確に了解されていない、ということを目指

(20) ここで強調しておきたいのは、本稿の趣旨が、「行為時の弁識・制御能力」を問題とする現在の通説的刑事責任能力概念を根底から覆すことを目的とするものではない、ということである。佐伯博士が強調する、刑法の「原則 → 例外」という型的思惟（たとえば佐伯・前掲注 15. 224 頁）を換骨奪胎するならば、刑事責任能力は原則的には、行為時に焦点を当てた判断を行うべきである。しかし、行為後の事象により、行為時の行為者とその後の当該者の間に一人称的人格同一性が失われてしまった場合には、責任能力判断の中に例外的に行為後の事象を採り入れるべきである、というものである。換言すれば、至極当たり前のことであるが、現在の通説的責任能力判断は、行為時の行為者と行為後（裁判時・受刑時）の当該者の間には人格同一性が存在する、ということを当然の前提としている。

(21) 瀧川教授の主要な著作として、瀧川裕英『責任の意味と制度 — 負担から応答へ』（2003・勁草書房）が挙げられる。以下、これに基づいて瀧川教授の責任分析を紹介してゆく。なお、瀧川教授御自身はこの本の中で、決定論に基づき、負担責任ではなく応答責任、という新たな責任実践の形を提示されるが、筆者は自由意思の問題等に関し、必ずしも瀧川教授の議論に完全に賛同するものではない。本稿は、あくまで瀧川教授の責任分析の方法を参照するに留まるものであることをお断りしておく。なお、修復的司法との関連の観点から瀧川教授の論考を分析したものとして、高橋則夫「修復責任・再考」西村春夫・高橋則夫編『修復的正義の諸相 — 細井洋子先生古稀祝賀』（2015・成文堂）177 頁以下、がある。

摘する。その上で、この問題に回答するために、責任は必然的に「実践」を伴うものである以上、実践を無視した責任概念の分析による説明は無意味である、とする。結論として瀧川教授は「責任の問題が、このような責任実践の根源性を前にして責任の意味を探求するものである以上、その探求方法としては『責任実践の解釈』以外ありえない……問われるべき責任の意味の問いとは、『責任実践において人間は何を行っているのか』という問題であり、したがってそれに応えるためには責任実践の解釈が必要であるということである」と、問題設定を行う⁽²²⁾。

この問題設定に続いて瀧川教授は、「いかなる状況において責任実践が遂行されているのか、あるいは遂行されることが要請されるのか」ということを明確にすることを目的とし、責任の状況を「ある行為がなされた結果、何らかの問題が生じたような状況」と「何らかの果たされるべき課題が生じているような状況」の2つの類型に分類し、この2つの類型の区別は「規範に対する違反が存在するか否か」である、とする。すなわち、「第一類型においては、規範に対する違反が存在するがゆえに、生起した問題が問責可能な『加害』として了解され、責任実践が要請される。……これに対し、第二類型においては、規範に対する違反が存在しなくても、責任が問題化される」。このように分類したうえで瀧川教授は、第一類型を「過去責任状況」、第二類型状況を「未来責任状況」と呼ぶ⁽²³⁾。「過去責任状況」における責任実践の構造は「ある存在者が、ある原因で、ある規範に違反した場合に、その事態について、別の存在者に対して、責任を負う」⁽²⁴⁾という形態をとるのに対し、「未来責任状況」における責任実践は「ある存在者が、ある原因で、ある規範に基づいて、ある事態について、別の存在者に対して、責任を負う」⁽²⁵⁾という形態をとる、

(22) 瀧川・前掲注 21. 4～5 頁。

(23) 瀧川・前掲注 21. 18～19 頁。

(24) 過去責任実践の具体例として、瀧川教授は自動車事故で歩行者が傷害を負った場合の損害賠償責任を挙げる（瀧川・前掲注 21. 20 頁）。

と分析する⁽²⁶⁾。そして、過去責任状況においても未来責任状況においても、責任実践が「(1) 責任規範、(2) 責任原因、(3) 答責者、(4) 問責者、(5) 責任対象、(6) 責任負担の六項目からなる共通の構造を有している」と分析するのである^{(27) (28)}。

本稿の目的は、刑事責任概念について明らかにすることである。これは当然、責任状況のうちの「過去責任状況」にあたる。以下、瀧川教授の責任分析の中でも、過去責任実践に関する考察に着目して紹介する。

瀧川教授は、責任実践を構成する要素を上述の6つに分類した上で、さらに責任概念の分析へと論を進める。責任概念に関し瀧川教授は、ハートやケルゼンの論を参照しつつ分析し、責任概念を、「関与としての責任（関与責任）・負担としての責任（負担責任）・責務としての責任（責務責任）」の3類型に分類する。

上述の3類型のうち、「関与責任」について、瀧川教授はサルトルの言葉を引用し、「過去の出来事に対する何らかの作用・生成・連関・関与を意味する概念である。「責任とは、ある出来事又は対象の異論のない作者である（という）意識である」と定義する⁽²⁹⁾。この概念は、過去責任状況においてのみ問

(25) 未来責任実践の具体例として、瀧川教授は、子の養育に関する親の責任を挙げる（瀧川・前掲注 21. 20 頁）。

(26) 瀧川・前掲注 21. 19～20 頁。

(27) 瀧川・前掲注 21. 20 頁。

(28) 上述の、責任実践を構成する6つの構造のうち、「(1) 責任規範」とは「責任実践において参照される規範」のことである。「(2) 責任原因」とは「責任の帰属根拠となる事態」のことである。過去責任状況においては、規範違反行為が責任原因となる。「(3) 答責者」とは、「責任を問われ、それに答える存在者」のことである。過去責任状況においては、通常は規範違反者が答責者となる。「(4) 問責者」とは、「責任を問う存在者」のことである。「(5) 責任対象」とは、「責任が問題となる事態のことである。例えば、「対人責任」と「対物責任」の区別は、責任対象の区別として理解される」。最後に「(6) 責任負担」とは、「担われる責務」のことである（瀧川・前掲注 21. 21～25 頁）

題となる。瀧川教授はさらに、「・・・に責任がある」という用法で表されるこの「関与責任」につき、さらに2つの相がある、と述べる。第一は、ある出来事の生成原因を意味する場合、であり、第二は、行為者が一応の非難対象者であることを意味する場合、である^{(30) (31)}。

続いて「負担責任」について、瀧川教授はこれを「広義には、負担或いは不利益を意味する概念である。狭義には、過去責任状況において、規範違反の結果として発生する負担あるいは不利益を意味する」と定義する^{(32) (33)}。刑罰は、負担責任の具体例として挙げられている。先の関与責任との対比において、関与責任の場合「責任がある」という用法が用いられるのに対し、負担責任の場合は「責任を負う」という用法が用いられる⁽³⁴⁾。

最後に「責務責任」に関し、瀧川教授はこれを「人がある立場・地位・役割を占めることによって発生する何らかの責務を意味する概念」と定義する^{(35) (36)}。この責務責任は「責務 (obligation)」と「義務 (duty)」を含む、より一般的な概念、と定義される。この責務責任は、「通常負担責任として表象するために、両概念はしばしば明確に区別されずに用いられる」が、これに関し瀧川教授は「責務責任と負担責任をそれぞれ、一定の事態の前と後の責任である」と定義する⁽³⁷⁾。

(29) 瀧川・前掲注 21. 30 頁。

(30) 瀧川・前掲注 21. 31 ~ 33 頁。

(31) 瀧川教授は、第二の意味における関与責任を、ケルゼンの「有責性」概念と対応するもの、とする (瀧川・前掲注 21. 33 頁)。

(32) 瀧川・前掲注 21. 35 頁。

(33) 瀧川教授はこれを「ハートの「負担責任」やケルゼンの「責任」がこの概念に対応する」と述べる (瀧川・前掲注 21. 35 頁)。

(34) 瀧川・前掲注 21. 35 頁。

(35) 瀧川・前掲注 21. 36 頁。

(36) 瀧川教授はこれを「ハートの「役割責任」やケルゼンの「義務」が、この概念に対応する」と述べる (瀧川・前掲注 21. 36 頁)。

(37) 瀧川・前掲注 21. 38 ~ 39 頁。

ここまで、瀧川教授の責任概念分析を紹介してきた。これらの責任概念をそれぞれ刑法学における概念と関連付けるならば、「関与責任」の第1相は構成要件段階で判断される因果関係の存否の問題に、第2相は、刑事責任判断における「構成要件・違法性・責任」の3段階判断の内の「責任」の存否の問題に、それぞれ対応する。「負担責任」の具体例として、瀧川教授は「刑罰・非難」を挙げる。「責務責任」には、たとえば業務上過失致死罪における「業務者性」等が挙げられようか。本稿の考察の対象との関連で問題となるのは、「関与責任」の第2相および「負担責任」である。以下、この関与責任と負担責任の区別について、さらに考察してゆく。

関与責任の第2相は、先に述べたように「ある責任」であり、「行為者が一応の非難対象者であること」を表す概念である。換言すれば「行為者が何らかの規範に違反した場合には、その行為者には一応の非難可能性・非難相当性が帰属する」⁽³⁸⁾。瀧川教授はこれを「有責責任」と呼び、これは、「行為者への固着性」という特徴を持つものである⁽³⁹⁾。これに対し「負担責任」は「負う責任」であり、概念上は転嫁可能なものである、とする。すなわち、有責責任が無いにも関わらず負担責任を負う場合も概念上はあり得る^{(40) (41)}。ただし、本稿の考察と関連する刑罰に関しては、これの転嫁は不当であることは、瀧川教授も認めている⁽⁴²⁾。したがって、刑事責任との関係で言えば、負担責任を負うためには、その前提として有責責任の存在は不可欠である。

本稿の考察との関連において、「関与責任・有責責任」と「負担責任」の区

(38) 瀧川・前掲注21. 33頁。

(39) 瀧川・前掲注21. 33頁。

(40) 瀧川・前掲注21. 39～40頁。

(41) 逆に、有責責任があるにも関わらず負担責任を負わない場合として、瀧川教授は年少者が不法な行為を行った場合でも、その行為に起因する損害賠償責任や刑罰といった負担責任を負わない場合を挙げる（瀧川・前掲注21. 39頁）。

(42) 瀧川・前掲注21. 40～46頁。

別は重要な視座である。「関与責任・有責責任」は、行為時のその存否が問題となるものである。これに対し、負担責任は事後責任である⁽⁴³⁾。では、刑事責任は「関与責任・有責責任」と「負担責任」のうち、どちらに属するものであろうか。最初に述べたように、我が国の通説的見解が責任能力を「実行行為・・・の時に存在することを要し、かつそれで足りる」とすることからすると、刑事責任はイコール「関与責任・有責責任」であり、それ以上のものではない、と考えられていることが分かる。しかし、端的にイコールで結んで良いのだろうか。ここで、「関与責任・有責責任」が「行為者が一応の非難対象者であること」を表す概念である、と言われていることに注意すべきである。「一応」であるからには「絶対」ではなく、「例外」もあり得る。瀧川教授は「この一応の非難対象者であることを意味する有責責任は、現実の『非難』行動とは区別されねばならない」と述べる⁽⁴⁴⁾。刑罰を科すことはすなわち、「現実の『非難』行動」であり、刑事責任はこの科刑のための必要条件であることを考えると、刑事責任はしたがって、「関与責任・有責責任を前提とした負担責任」と捉えるべきではないだろうか。刑事責任を行為時の事象にのみ限定する我が国の通説的判断は、「関与責任・有責責任」と「負担責任」を区別せずに議論するものである。また、刑事責任はその本来的性質上、裁判時から行為時までを回顧的に振り返って、「責任を問うことが妥当か否か」を判断されるものである。この点に鑑みれば、刑事責任判断においては、行為時のみならず、行為後、刑事責任について判断される裁判時までの通時的期間における事象も考慮されるべきである。

刑事責任をこのように定義する場合、刑事責任能力はどのようなものとして定義されるであろうか。刑事責任が第一義的に関与責任・有責責任の存在を前提とすることを考えると（瀧川教授は有責責任の内容に関しては「その

(43) 瀧川・前掲注 21. 38 頁。

(44) 瀧川・前掲注 21. 33 頁。

帰属条件の程度に応じて、様々なレベルで語ることができる」⁽⁴⁵⁾とする)、従来の刑法学議論において論じられてきた「行為時に行為の是非善悪を識別する能力およびこれに従って行為を制御する能力」が求められる。しかし、これに尽きるものではなく、刑事責任能力は、「行為時の弁識・制御能力の存在を前提とした、刑罰という負担責任を負うために求められる精神的能力」と定義すべきであり、これは、行為後の事象も含め、裁判時までの通時的全事象を判断基底として判断されるべきものである。換言すれば、「負担責任を負うことができるか」という観点から考えるならば、行為時から、その存在の有無が判断されるところの裁判時まで、この期間の通時的事象は、訴訟能力や受刑能力ではなく、責任能力の問題とされるべきものである。

では、この責任能力の定義における「刑罰という負担責任を科すために求められる精神的能力」とは如何なるものか。先述したように、筆者はこれを「当該者が裁判の時点で行為時を振り返って、自身が行った行為であるとして当該行為を認識できること」換言すれば「行為時の行為者と裁判時の被告人の間に、記憶を内実とする一人称的人格同一性が存在すること」である、とこれまで論じてきた⁽⁴⁶⁾。ここで問題となるのは、仮に刑事責任が負担責任であることを肯定するとして、では、その負担責任を肯定するためには何故「一人称的同一性」の存在が要求されるのか、という点である。筆者はこれまでの論稿において、これを刑罰の正当化根拠の観点から論じてきたが、本稿ではこの点について、新たな視点から論じてみたいと思う。そのためには、長谷川裕寿教授が提示された「責任の人称性」という分析視点は有益である⁽⁴⁷⁾。以下、長谷川教授の議論を紹介しつつ、この点について論じることとする。

(45) 瀧川・前掲注21. 33頁。

(46) 拙稿・前掲注3. 「刑事責任と人格の同一性（二・完）」34～36頁。

(47) 長谷川裕寿「加害者の責任とは何か―責任の人称性からのアプローチ―」西村春夫・高橋則夫編『修復的正義の諸相―細井洋子先生古稀祝賀』（2015・成文堂）155頁以下。

(3) 責任の人称性 — 長谷川裕寿教授の分析

至極当然のことであるが、刑事責任を問うためには、行為者と被告人、受刑者の間には人格同一性が要求される。ここで言う人格同一性とは、三人称的同一性、すなわち第三者の視点から見て「彼（被告人／受刑者）は行為者と同一人物である」と確認されることである。これが否定される場合には、被告人／受刑者の犯人性が否定される。問題は、刑事責任を問うために要求される人格同一性はこの三人称的同一性に尽きるのか、である。先に述べたように、長谷川教授は「責任の人称性」という分析視点を導入することを提唱する。以下、長谷川教授の論考を見てみよう⁽⁴⁸⁾。

長谷川教授は言語学の議論を援用し、「人称」という言葉に「〈表現主体たる「私」〉との関係という概念を持ち込み、人称を関係性のなかで把握する。そこで長谷川教授は「主格（主語）」と「主体」の区別を強調する。すなわち、言語を発する「主体」と、これによって発された言語の中で客観化・素材化された「主格（主語）」を区別するのである。そこから「私＝私関係を 1 人称、私＝あなた関係を 2 人称、私＝彼／彼女関係を 3 人称」と呼称する⁽⁴⁹⁾。換言すれば、「『人称』というものは、ある表現の中に現れる — 素材中に客観化された — 主語（主格）によって決定されるのではなく、それは言語的表現の主体の関係で決まるものである。そしてその関係は、視覚距離を放擲するものか（1 人称）、放擲するものでないならば、心理的な親疎を 1 つの指標として、「私」が具体的存在として要請する他者かどうかにによって決まる」⁽⁵⁰⁾。主格である「私」との関係において、具体的存在として要請される他者との関係性が「2 人称」、要請されない他者との関係性が「3 人称」と称されるわけであ

(48) 長谷川教授は、修復的司法と関係して、主に 2 人称責任を主眼として考察するが、これらの点は本稿の扱う範囲を超える。本稿では「責任の人称性」という分析道具に焦点を絞って紹介する。

(49) 長谷川・前掲注 47. 159～160 頁。

(50) 長谷川・前掲注 47. 165 頁。

る⁽⁵¹⁾。

このように定義した上で、長谷川教授は「責任の人称性」という概念を提唱する。その中では、「1人称責任」「2人称責任」「3人称責任」は、それぞれ「1人称責任とは私の私に対して負うところの、内側から湧き上がる責任感情、いわゆる反省ということにな（り：括弧内筆者）・・・加害者の加害者自身に対して負うところの、内側から湧き上がる責任感情、すなわち自らの加害行為に対する反省ということになる。ここでいう反省とは、自己の問題行動を振り返り、他者—『あなた』と『彼／彼女』—に受け入れられる自分を主体的に作り出す責任をいう」「（2人称責任とは：括弧内筆者）、『私』が今まさに具体的存在者として要請している相手への責任であ（る：括弧内筆者）」「（3人称責任とは：括弧内筆者）第三者の目線により構築された価値—『人の生命』『人の身体』『他人の財物』に対する侵犯であり、これに対する責任を問おうとする姿勢である」と定義される⁽⁵²⁾。そして国家刑罰と人称責任の関係について、犯罪の被害の実体を「『法の妥当』の否定」と捉え、刑罰を「否定の否定」と捉える立場から、「刑罰は3人称責任を追及するシステムだといえそうである・・・国家という『第三者』の冷徹な目線で構築された価値への侵犯に対する責任を求めることである⁽⁵³⁾」。

しかし、このように言い切って、刑罰から「3人称責任」以外の視点を排除して良いのであろうか。長谷川教授はここから「2人称責任」の重要性を

(51) ここで筆者が「一人称」という言葉と「1人称」と言う言葉を区別して使っていることに注意されたい。漢数字を用いた「人称」の場合、「自分自身から見た（一人称）」「第三者から見た（三人称）」という趣旨で用いているのに対し、アラビア数字を用いた「人称」の場合は、長谷川教授が論じる、関係性の中で把握されるものとしての「人称」という趣旨で用いている。これらの概念はそれぞれ、重なり合う部分もあるものの、完全に一致するものではない。

(52) 長谷川・前掲注 47. 166～168 頁。

(53) 「3人称責任」の論理的帰結として、実際に加害行為によって実害を被った被害者は、刑事訴訟制度において、当事者たりえないことになる（長谷川・前掲注 47. 168～169 頁）。

強調し、修復的司法へと結びつける論を展開するのであるが⁽⁵⁴⁾、本稿では、刑罰における「1 人称責任」の意義について考えてみたいと思う。

(4) 責任の意義と人格同一性および刑事責任能力

現在問題となっているのは、「刑事責任は『3 人称責任』に限定されるのか、『1 人称責任』という視点は、刑事責任判断からは除外されるのか」という点である。換言すれば「『私』の『私』に対する責任」という視点は、刑事責任判断には無関係なのか。

結論から言えば、「1 人称責任」という視点も刑事責任判断に関係を有する、と考えるべきである。刑罰の本質的性質を、過去に犯罪を犯したことに対する回顧的な非難と定義するならば、「同時にそれ自体、有責者が罪を清めるための手段」であり、それを通して有責者が、自己の責任から解放され得る⁽⁵⁵⁾。アルトゥール・カウフマンは刑罰の本質をこのように、倫理的な贖罪としての応報として定義づけるが、このような「倫理的な贖罪・・・が可能なのは、有責者が、自己の責任の内面的洞見から刑罰の害悪を自由意思で自ら引き受ける場合だけだからである」⁽⁵⁶⁾。これは、長谷川教授が「1 人称責任」の定義において言及するところの「内側から湧き上がる責任感情、いわゆる反省」と言い換えることができるであろう。すなわち刑事責任とは、行為者の視点からすれば「私が、犯罪を行うことによって背負い込んだ『関与責任・有責責任』から、刑罰を受けることによる贖罪を通して自身を解放するために負う『負担責任』」と定義されるのである⁽⁵⁷⁾。このような負担責任を負うことを制度的に求められること、これが刑事司法制度の本質的性質、という事がで

(54) 長谷川・前掲注 47. 170 頁。

(55) *Arthur Kaufmann, Das Schuldprinzip. Eine strafrechtliche-rechtsphilosophische Untersuchung.* 2.Aufl.1976, S.201, 207 (邦訳:アルトゥール・カウフマン (甲斐克則訳)『責任原理 — 刑法的・法哲学的研究』(2000・九州大学出版会) 278, 286 頁)

(56) *Kaufmann, a.a.O. (Anm.55), S.206.* 邦訳・前掲注 55, 285 頁。

きる。したがって、刑事責任はその本質存在において、長谷川教授が定義するところの「3人称責任」と同時に「1人称責任」の側面を有するのである。そして、この負担責任を負うための精神的能力を喪失している場合には、当該者は責任無能力とされるべきである。

では、責任の本質をこのように定義したとして、これと、筆者が最初に提示した「行為に関する記憶を本質的に喪失している場合には、責任無能力とされるべき」という結論とどのように結びつくのか。これに関しては翻って「刑罰は責任がある場合にしか科してはならない」という責任原理の意義から考察してみるのには有益である。責任原理の主要な論者であるカウフマンは、「責任と刑罰は、人間存在それ自体においてのみ基礎づけることができるのであり、それらは人間一般をはじめて人間たらしめるものの中に自己の根拠を有しなければならず、したがって、人間の不変の本性、つまり人間に、そして人間だけに固有の存在態様に関係づけられる」とする。そしてその「人間固有の存在態様」とは「人間の精神的本性、つまり人格性」であり、これは自由意思の存在を前提とする「精神的な自己認識および相応の自己処分の能力を有すること」であり、「自己所有」である⁽⁵⁸⁾。すなわち、「自己の意思で、ある行為を自己の行為と認識しつつ選択（自己処分）するからこそ、当該行為に関して責任が発生する」ということである。では、責任の発生根拠、責任が発生する、すなわち「ある」ようになる時に求められる「人格性」がこ

(57) 無論、実際に刑事責任を問われる者が皆、刑罰を自身の贖罪として自ら受け入れるわけでは無い。むしろ、外部から刑事責任を負うことを外部から強制される、と感じることがほとんどであろう。しかし、現状の指摘が刑罰の贖罪的性質を否定する根拠とはならない。カウフマンが述べるように「刑罰の意味が現存の（悪しき）諸関係に適合すべきではなく、現存の諸関係こそが刑罰の意味に適合すべきだからである。実務が刑罰の意味に沿うものであると否とにかかわらず、刑罰はその本質存在上、有責行為に対する当然の応答であり、同時にそれ自体、有責者が罪を清めるための手段なのである（*Kaufmann*, a.a.O. (Anm.55), S.207. 邦訳・前掲注 55, 286 頁）。

(58) *Kaufmann*, a.a.O. (Anm.55), S.116~117. 邦訳・前掲注 55. 175 ~ 176 頁。

のようなものであるとして、責任を「負う」もしくは「受け止める」時に求められる「人格性」はどのようなものであろうか。それはやはり、責任の発生時と同じものであるべきではなかろうか。ここで意義を有するのは、先的人格性の定義の中の「精神的な自己認識」である。過去に発生した責任が「確かに自分が発生させた『有責責任』である」と自己認識—これは「一人称的認識」とも言い換えることができるが—このように認識できるからこそ、その責任を「受け止める」、したがって、負担責任を「負う」ことができるのである。換言すれば、もしこの自己認識を本来的に喪失している場合には、負担責任は負い得ない、したがって刑罰を科すことはできないであろう。では、この自己認識は、何を基準に判断されるべきか。それは「記憶」すなわち「一人称的人格同一性」以外にはあり得ない。過去にあった、ある行為、そしてそこから発生した「有責責任」について、「自己の行為である」と記憶しているからこそ、これを負う自己を「所有する」ことができるのであり、これを本質的に喪失している場合には、負担責任を負うための精神的な能力、すなわち「責任能力」が無い、とされるべきなのである⁽⁵⁹⁾。

4. おわりに

(59) 拙稿で以前より強調しているように、これはあくまで記憶を「本質的に」喪失している場合、たとえば解離性同一性障害のような場合を想定しており、通常の物忘れ等は除外される。そして、この記憶の喪失が「本質的なもの」か否か、という事は、医師の鑑定に基づいて「それが通常の物忘れの範囲内なのか、それとも精神の障害に基づくものなのか」という観点から判断されるべきである（拙稿・前掲注3。「刑事責任と人格の同一性（2・完）」27頁、同「刑事責任判断における人格同一性の位置づけ」28～29頁）。また、この記憶を基準とする人格の同一性は「帰責を確定するために証明されるべきものとしてではなく、それが欠けていることが示された場合に免責を行うべき『言い訳』として我々の前に現れる」のである（佐々木拓「帰責の観点から眺める人格同一性—ジョン・ロックの人格同一性を巡る諸問題」倫理学年報53集（2004）121頁）

本稿の結論をまとめると以下のようになる。刑事責任とは、行為時に存在するようになった関与責任・有責責任を前提とする負担責任であり、刑事裁判でなされる刑事責任判断とは、この負担責任を刑罰という形で、裁判時から見て受刑時という将来に科すことができるか、という判断であり、これは行為時点の事象、および行為時点から裁判時までの通時的事象を判断基底として判断される。そして、この責任の定義に基づいて、これを問う際に要求される刑事責任能力とは、関与責任・有責責任発生のために要求される精神的能力、すなわち弁識能力と制御能力に加えて、刑罰という負担責任を負うための精神的能力であり、具体的には、行為時の行為者と裁判時の被告人および受刑時の受刑者の間の一人称的同一性である。換言すれば、刑事責任能力と受刑能力は内的連関を有するが、その中でも、行為時から裁判時までの通時的事象は責任能力の問題、受刑時のみの事象は受刑能力の問題とされるべきである。

本稿ではこのような結論を得たが、なお検討されるべき問題は残されている。すなわち、行為後の事象に関して、責任能力の問題とされるべきものとして、解離性同一性障害に代表される、「裁判時・受刑時に行為に関する記憶を本質的に喪失していること」を挙げたが、それ以外の事象は含まれ得るのであろうか。たとえば刑法41条によって刑事未成年が責任無能力とされるのは、14歳未満のものに刑罰を科すことはその少年の健全な育成に悪影響を及ぼすという刑事政策的な観点をその根拠とする、というのが通説的見解であるが⁽⁶⁰⁾、これも本稿で論じた「刑事責任は、有責責任を前提とする負担責任である」との定義からすれば、責任理念それ自体から回答を導くことも考え得るのではないか、とも考えられる⁽⁶¹⁾。しかしこれは改めて検討すべき問題であり、紙幅の関係上、本稿で扱う範囲を超える。今後の検討課題としたい。

(60) たとえば山中敬一『刑法総論第2版』（2008年・成文堂）596頁。

(61) 刑事責任年齢に関し、これを単なる刑事政策的配慮に留まらず、責任理念自体から論じるものとして、たとえば団藤重光『刑法綱要総論第三版』（1990・創文社）275頁。

(追記) 本稿執筆時点(平成 27 年 9 月 8 日)において、被告人が解離性同一性障害に罹患していると主張している裁判が継続中である、との報道もある⁽⁶²⁾。この問題に関するさらなる議論の活性化が期待される。

[謝辞] 松生先生には、筆者が広島大学大学院博士課程に在籍以来、長きにわたって御指導頂いてきた。その御学恩は一言では言い表せないものである。特に、筆者が現在のように「刑事責任と人格の同一性」をテーマに一貫した研究を進めてくることができたのは、ひとえに松生先生の御指導のおかげである。今回も筆を進めつつ、「最終的には松生先生のテーマであるヘーゲルの刑法思想に行きつくのではないか」と気づき、愕然としたものである。拙いペーパーであり、到底松生先生の御学恩に報いられるものではないが、御退官のお祝いとさせて頂きたい。

(62) <http://zasshi.news.yahoo.co.jp/article?a=20150904-00010004-shincho-soci>

(平成 27 年 9 月 8 日確認)